

学校感染症と出席停止の基準

一覧にあげた病気は学校感染症といわれ、感染拡大防止のため学校保健安全法（第 19 条）により学校長は出席停止の措置を講ずることとされています。出席停止期間は欠席日数には含みません。

1. 学校感染症と診断された場合は学校（担任）に連絡をしてください。
2. 治癒後、登校を再開する際には以下の書類を学校（担任）へ提出してください。
（ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、担任へお申し出ください。）
 - ・インフルエンザ ⇒ 『治癒報告書』保護者の方が記入してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症 ⇒ 『出席停止期間終了報告書』保護者の方が記入してください。
 - ・上記以外の感染症 ⇒ 『登校許可書（治癒証明書）』医師に記入していただいでください。
3. 学校感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（型がH5N1、H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）、 ⇒ 治癒するまで出席停止	
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎⇒症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	【その他の感染症】必要があれば、学校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置を講ずることができる感染症	
	手足口病	発疹や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善されれば登校可能
	伝染性紅斑	発疹（りんご病）のみで全身症状が良ければ登校可能
	マイコプラズマ肺炎	急性期は登校停止、全身状態が良ければ登校可能
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢、おう吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭、口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善されれば登校可能
	ウィルス性肝炎	A型、E型、肝機能正常化後登校可能（B型、C型は出席停止不要）
	※ アタマジラミ 伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿痂皮（とびひ）	※登校は可能ですが、ご連絡ください。 タオル、櫛、ブラシの共用は避ける。 多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける。 プール、入浴は避ける。